

税理士報酬のガイドライン

- サンプル集 -

報酬料金表

A 税理士事務所

1. 税務顧問報酬

委嘱に係る租税の納税申告又は課税標準申告に関し、税務代理及び税務相談の事務を包括して受任することにより、継続して受ける報酬

(法人)

顧問料 月額 円～

(個人)

顧問料 月額 円～

2. 税務代理報酬

税理士法第2条第1項第1号に規定する業務のうち、税務官公署に対する租税に関する法令の規定に基づく申告、申請、請求、その他これらに準ずる行為(不服申立てを除く。)につき、又は、税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行することにより、受ける報酬

(法人税)

記帳代行業務を行っている場合 月額顧問報酬×ヶ月
記帳代行業務を行っていない場合 円～

(所得税)

記帳代行業務を行っている場合 月額顧問報酬×ヶ月
記帳代行業務を行っていない場合 円～

(消費税)

記帳代行業務を行っている場合 月額顧問報酬×ヶ月
記帳代行業務を行っていない場合 円～

(土地・建物の譲渡所得税)

基本報酬 円
加算 取引金額の%

(株式の譲渡所得税)

基本報酬 円
加算 取引金額の%

(相続税)

基本報酬 円
加算 相続財産の%

(贈与税)

基本報酬 円
加算 贈与財産の%

(その他)

相談

3. 税務書類の作成報酬

税理士法第2条第1項第2号に規定する業務で、申告書等を作成する報酬

(法人税)

税務顧問の場合	月額顧問報酬 × ヶ月
税務顧問でない場合	円 ~

(所得税)

税務顧問の場合	月額顧問報酬 × ヶ月
税務顧問でない場合	円 ~

(消費税)

税務顧問の場合	月額顧問報酬 × ヶ月
税務顧問でない場合	円 ~

(土地・建物の譲渡所得税)

円 ~

(株式の譲渡所得税)

円 ~

(相続税)

円 ~

(贈与税)

円 ~

(その他)

相談

4. 税務相談報酬

税理士法第2条第1項第3号に規定する業務で、税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張・陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項についての相談報酬

口頭による場合	1時間当り	円
文書による場合	1時間当り	円 × 作業時間

5. 調査立会い報酬

税務調査があった場合に立会い、納税者に代わって、納税者の主張・陳述について代理、代行する報酬

1日につき	円
-------	---

6. 会計顧問報酬

会計帳簿の記帳及び財務書類の作成等に関し、相談に応じ、指導を行うことにより、継続して受ける報酬

(法人)

税務顧問の場合	月額	円 ~
税務顧問でない場合	月額	円 ~

(個人)

税務顧問の場合	月額	円～
税務顧問でない場合	月額	円～

7. 記帳代行報酬

委嘱者の提示した資料及び伝票に基づき、総勘定元帳の記入及び試算表の作成等の事務を行うことにより、受ける報酬

(法人)

税務顧問の場合	月額	円～
税務顧問でない場合	月額	円～

(個人)

税務顧問の場合	月額	円～
税務顧問でない場合	月額	円～

8. 決算書類作成報酬

委嘱者の提示した会計資料に基づき、決算書類の作成事務を行うことにより、受ける報酬

(法人)

税務顧問の場合	円～
税務顧問でない場合	円～

(個人)

税務顧問の場合	円～
税務顧問でない場合	円～

9. 会計相談報酬

会計帳簿の記帳及び財務書類の作成等に関し、相談に応じ、指導を行うことにより、一時的に受ける報酬

1時間当り	円
-------	---

10. 補佐人報酬

税理士法第2条の2に規定する報酬

1日当り	円
成功報酬	相談

税理士報酬規定

B 税理士事務所

(法人税 所得税 消費税 住民税 事業税 給与等の源泉所得税とし特別土地保有税 事業所税その他の税目は別枠とする)

税務会計顧問報酬 (税務代理および税務相談)

月額 円 (簡易な場合) 複雑な場合は 円

記帳代行報酬

月額 円 (簡易な場合) 複雑な場合は 円

決算書類作成報酬 (税務書類作成報酬を含む)

決算料 円 (簡易な場合) 複雑な場合は 円

税務代理報酬 (確定申告のみ、または臨時のもの。決算書類作成報酬、税務書類作成報酬を含む)

個人の小規模事業者でごく簡易な場合 年間 円

その他複雑な場合 年間 円以下

上記で不動産等の譲渡の申告がある場合は別途、譲渡価額の パーセントを加算

年末調整および法定調書の作成 (別途)

基本報酬 円

1人につき 円を加算

(相続税)

基本報酬 円

遺産総額の パーセントを加算

物納 円 (簡易な場合) 複雑な場合 円

ただし共同相続人 (受遺者を含む) 1人を増すごとに 割相当額を加算

また、財産の評価等の業務が著しく複雑なときは 割を限度として加算することができる

(贈与税) (受贈者ごとに)

基本報酬 円

取得財産の パーセントを加算

ただし財産の評価等の業務が著しく複雑なときは 割を限度として加算することができる

(固定資産税 償却資産の申告)

基本報酬 円 (1事業所ごと)

償却資産 1個につき 円を加算

(その他の書類の作成)

法人設立届出書、青色申告承認申請書など

1 事案につき 円

(法 33 条の 2 第一項業務に対する報酬)

基本報酬 円および下記日当を加算

(法 33 条の 2 第二項業務に対する報酬)

基本報酬 円および下記日当を加算

(不服申立て代理および税務書類の作成報酬)

(原申告から関与の場合)

異議申立て 基本報酬 円 および下記日当を加算

審査請求 基本報酬 円 および下記日当を加算

訴訟補佐人 基本報酬 円 および下記日当を加算

(異議申立て以降から関与のもの)

減額できた税額等の パーセント

(税務相談報酬)

口頭によるもの 最初の 1 時間 円

1 時間を超えたときは 1 時間につき 円を加算

書面によるもの 円および下記日当を加算

(調査立会い報酬または日当および法 35 条業務)

(上記以外に 事務所での作業時間を含む)

税理士 1 日 円

補助者 1 日 円

(旅費宿泊費および特別な消耗品費) 実費

上記報酬表は一応の目安であり、税理士および補助者の作業時間(事務所)および事務所外での間接作業時間を含む。時間単価は税理士 1 時間 円、補助者 1 時間 円程度)に応じた原価計算により増減します。作業時間の減少にご協力ください。不明点は事前に十分ご相談下さい。

報酬規定

C 税理士事務所

1. 会計顧問業務 基本料金 円 + 付加料金 (千円未満切捨)
(報酬計算)

(1) 基本料金 円

(2) 付加料金

(役員報酬 + 資本金 + 年間取引金額 + 所得金額) × パーセント

* 役員報酬 代表者及びその家族の年間合計額

(3) 顧問料

(1) + (2) = 顧問料

(旅 費)

片道 km以上の場合のみ 円

1 - 1 会計業務顧問付加料金算定表 (契約時における直近の決算報告書により判定)

役員報酬	資本金	年間取引金額	所得金額	付加料金
万円以下	万円以下	万円以下	万円以下	円
万円以下	万円以下	億円以下	万円以下	円
万円以下	万円以下	億円以下	万円以下	円
万円以下	万円以下	億円以下	万円以下	円
万円以下	万円以下	億円以下	万円以上	円
万円以下	億円以下	億円以上	億円以上	円
上記以外は応相談				

役員報酬 資本金 年間取引金額 所得金額
{ () + () + () + () } × パーセント = 付加料金

月額顧問料：基本料金 () 円 + 付加料金 () 円 = () 円

2. 記帳指導（入力代行）業務

契約するに当たり、依頼先の帳簿状態等を調査し当事務所内でA B C D E Fの評価を行う。

2 - 1 帳簿形態及び基本料金

- A 伝票作成作業（当事務所は入力作業のみ） 円
- B 最低限の帳簿 現金出納帳（科目あり・残高一致） 円
- C 最低限の帳簿 現金出納帳（科目あり・残高不一致） 円
- D 現金出納帳（科目なし・残高が手許有高と一致） 円
- E 現金出納帳（科目なし・残高が手許有高と不一致） 円
- F 原資資料より処理 応談

2 - 2 料金計算

基本料金 + 付加料金

* 基本料金は、1店舗又は1事業部門までとする。

1店舗又は1事業部門増すごとに 円加算する。

2 - 3 記帳指導（入力代行）業務付加料金算定表

仕訳件数	付加料金	仕訳件数	付加料金
件以下	円	件以下	円
件以下	円	件以下	円
件以下	円	件以下	円
件以下	円	件以下	円
件以下	円	件以下	円
件以下	円	件以下	円
件以下	円	件以下	円
件以下	円	件以下	円
件以下	円	件以下	円
件以下	円	件以下	円

以下 件増すごとに 円

月額料金：基本料金（ ）円 + 付加料金（ ）円 = （ ）円

3. 年末調整業務 以下の算定シートにより報酬額を計算する。

業務内用	数量	単価	金額
基本料金			円
年末調整（源泉徴収作成者）	人		
支払調書合計票	一式		
給与支払報告総括票	市町村		
償却資産税	市町村		
合計金額			

4. 個人確定申告業務 下記算定シートにより報酬額を計算する。

所得の種類	基本料金	付加料金	金額
利子所得	応談	各所得一時間当たり 円	
配当所得			
不動産所得			
事業所得			
給与所得			
退職所得	応談		
山林所得	応談		
譲渡所得			
一時所得			
雑所得			
合計金額			

5. 書類作成その他の業務

商業登記	司法書士に委嘱		
議事録・契約書作成業務	議事録 B 4	1 枚につき	円
	契約書 B 5 ~ B 4	1 枚につき	円
社会保険関係業務	社会保険労務士に委嘱		
労働保険関係業務	社会保険労務士に委嘱		
建設業許可申請業務	行政書士に委嘱		
諸官庁提出書類作成	別紙明細		
その他の業務	a 給与計算 基本料金	円	1 名につき 円
	b その他	円以上（応談）	
	c 諸規定作成業務		
(1) 就業規則	(企画作成)		円より
(2) 給与規定	(企画作成)		円より
(3) 退職金規定	(企画作成)		円より
(4) 旅費規程	(企画作成)		円より
(5) その他諸規定	(企画作成)		円より

6. 資産税業務

別記

7. 法人決算申告業務

申告書作成基本料金

法人税申告書

県民税申告書（1県）

市民税申告書（1市）

以上セットで、会計顧問料金算定額の ヶ月分

内訳書作成料	円
決算報告書作成料	円
減価償却明細表	円
事業概況書作成料	円
提出及び返却	円
消費税申告書（簡易）	円
同上（原則）	会計顧問料金算定の ヶ月分
市県民税1カ所増すごと	円

決算精査料金（必要と認められたときのみ）

会計顧問料金表の ヶ月分

8．相続税申告業務

別記

9．税務調査立会業務

基本料金 1日につき 円

修正申告書作成料 1年につき 円

（県・市を含む）

* 修正申告料については、修正に至る経緯により判断する。

報酬料金算定書（兼見積書）

業務内容	委託の有無	金額
1．会計顧問業務	有・無	
2．記帳指導業務	有・無	
3．年末調整業務	有・無	
4．個人確定申告業務	有・無	
5．書類作成その他の業務		
商業登記	有・無	
議事録・契約書作成業務	有・無	
社会保険関係業務	有・無	
労働保険関係業務	有・無	
建設業許可申請業務	有・無	
諸官庁提出用書類作成業務	有・無	
その他の業務	有・無	
6．資産税業務	有・無	
月額計		
年額計		
7．法人決算申告業務	有・無	
8．相続税申告業務	有・無	
9．税務調査立会業務	有・無	
年額計		

報酬料金合計 _____

消費税額 _____

税込報酬金額 _____

D 税理士事務所基準報酬一覧表

基本業務報酬

1. 月次顧問報酬

基本顧問報酬			円
業務内容	税務相談		
会計業務報酬			
年間取引金額	千万円未満		円
	千万円以上	千万円未満	円
	千万円以上	億円未満	円
	億円以上	億円未満	円
	億円以上	億円未満	円
	億円以上		円
	億円増すごとに		円を加算
業務内容	伝票の整理・試算表の作成・総勘定元帳の作成		
給与業務報酬			
従業員数	人未満		円
	人未満	人以下	円
	人未満	人以下	円
	人未満	人以下	円
	人以上		
	人増すごとに		円を加算
業務内容	給与計算・給与明細の作成・源泉所得税納付書の作成		

2. 年次顧問報酬

個人決算書作成報酬（月次顧問契約のある場合）			
年間取引金額（給与収入・譲渡収入等すべてを含む）			
	万円未満		円
	万円以上	万円未満	円
	万円以上	億円未満	円
	億円以上		円
	万円増すごとに		円を加算
業務内容	決算書の作成、所得税・消費税確定申告書の作成・申告		
個人決算書作成報酬（月次顧問契約のない場合）			
年間取引金額（給与収入・譲渡収入等すべてを含む）			
	万円未満		円
	万円以上	億円未満	円
	億円以上	億円未満	円
	億円以上	億円未満	円
	億円以上		円
	億円増すごとに		円を加算

業務内容 決算書の作成、所得税・消費税確定申告書の作成・申告			
法人決算書作成報酬（月次顧問契約のある場合）			
年間取引金額	万円未満		円
	万円以上	億円未満	円
	億円以上	億円未満	円
	億円以上	億円未満	円
	億円以上		円
	億円増すごとに		円を加算
業務内容 決算書の作成、法人税・消費税・地方税確定申告書の作成・申告			
法人決算書作成報酬（月次顧問契約のない場合）			
年間取引金額	万円未満		円
	万円以上	億円未満	円
	億円以上	億円未満	円
	億円以上	億円未満	円
	億円以上		円
	億円増すごとに		円を加算
業務内容 決算書の作成、法人税・消費税・地方税確定申告書の作成・申告			
中間申告書作成報酬	決算書作成報酬の パーセント		
業務内容 中間決算書の作成、所得税又は法人税・消費税・地方税中間申告書の作成・申告			
予定申告書作成業務	決算書作成報酬の パーセント		
業務内容 法人税・消費税・地方税予定申告書の作成・申告			
年末調整業務報酬（月次給与業務契約のある場合）			
従業員数	人未満		円
	人未満	人以下	円
	人未満	人以下	円
	人未満	人以下	円
	人以上		円
	人増すごとに		円を加算
業務内容 年末調整・法定調書の作成			
年末調整業務報酬（月次給与業務契約のない場合）			
従業員数	人未満		円
	人未満	人以下	円
	人未満	人以下	円
	人未満	人以下	円
	人以上		円
	人増すごとに		円を加算
業務内容 年末調整・法定調書の作成			
償却資産税申告書作成報酬	1 市区町村につき		円
業務内容 償却資産税申告書の作成・申告			
その他の届出書類の作成報酬	1 事案につき		円
業務内容 法人設立届出書、青色申告承認申請書等、所得税・法人税に関する各種届出書類の			

作成・申告

相続・贈与関係業務報酬

1. 財産・債務評価業務報酬

1. 土地

倍率方式による評価	1 事案につき	円
路線価方式による評価	1 事案につき	
評価価額	円未満	円
	円以上 億円未満	円
	億円以上 億円未満	円
	億円以上 億円未満	円
	億円以上	円
	億円増すごとに	円を加算

2. 建物、構築物

1 事案につき 円

3. 事業用財産

1 事案につき 円

4. 有価証券

配当還元方式による評価 1 事案につき 円

当該会社の所有する資産・負債の評価は、別途資産評価業務報酬による

特定同族株式及び出資の評価 1 事案につき 円

当該会社の所有する資産・負債の評価は、別途資産評価業務報酬による

その他株式及び出資 1 事案につき 円

5. 現金・預貯金

1 事案につき 円

6. 家庭用財産

1 事案につき 円

7. その他財産

1 事案につき 円

8. 債務等

債務 1 事案につき 円

葬儀費用 円

業務内容 財産・債務評価及び計算書の作成

2. 申告書作成報酬

相続税申告書の作成 円

業務内容 相続税の申告書の作成・申告

贈与税申告書の作成 円

業務内容 贈与税の申告書の作成・申告

税務相談報酬

1. 基本報酬

口頭によるもの 1 事案につき 円

書面によるもの 1 事案につき 円

業務内容 簡易な税務相談

2. 調査研究報酬

事案により別途ご相談のうえご請求いたします。

業務内容 調査研究を要する税務相談

調査立会い報酬（日当を含む）

1. 月次顧問契約のある場合 1 日につき 円

2. 月次顧問契約のない場合

1日につき

円

修正申告・更正の請求書作成報酬

1. 所得税・法人税・消費税

決算書作成報酬の %

業務内容 法人税・消費税・地方税修正申告書、更正の請求書作成・申告

2. 相続税・贈与税

円

新に財産及び債務の評価が必要な場合 財産・債務評価業務報酬を加算

財産・債務の再評価が必要な場合 財産・債務評価業務報酬の %を加算

業務内容 相続税・贈与税修正申告書、更正の請求書作成・申告

旅費及び宿泊料

実 費

その他業務報酬

その他業務については、別途ご相談のうえご請求いたします。

報酬規定書

E 税理士事務所

法人名 又は 商号	代表者氏名	電話番号	契約開始月
	印	- -	平成 年 月分 から実施
〒 -	府 県	市	区 町

受 託 業 務 の 内 容		
摘 要	報 酬 額	備 考
月次基本業務報酬額 ・年間所得金額（A）を基準にする。 （ただし月次巡回監査時間が半日以内に 限る）	$A \times \%$ （千円未満） 四捨五入 円	所得金額とは次の各号に掲げる金額の 合計額とする。 経常利益額（損失の時は 円とする） 又は差引事業主貸の額（個人の場合） 代表者（含む同居家族、以下同じ） の年間給与額 代表者への支払い家賃、借入利息等
・月次巡監時間半日以上の場合 （含、記帳代行）	半日ごとに上記の金 額 $\times \%$ を加算 （千円未満） 四捨五入 円	
当事務所コンピュータ会計システム帳票	円	利用する場合
その他業務 ・給与計算業務（ 円から）	円	人までの基本料金（以後 1 人増すごとに 円）
・その他（特殊会計システム・その他特殊 業務）	円	別途考慮します
その他業務報酬合計	円	
月次顧問報酬額（ + + ）	円	
決算 ・決算業務報酬額（B）		\times ヶ月分
・年一決算（法人）の場合	円	$(+ B) \times$ （千円未満四捨五入）
・年一決算（個人）の場合	円	収入金額 $\times \%$ （千円未満四捨五入）
・消費税申告業務報酬額	円	
・書面添付書類作成報酬	円	\times ヶ月分
合 計	円	
税務調査立会日当	円	の月次顧問先以外につき申し受けます
年末調整・法廷調書作成報酬 （含、償却資産申告書）	円	年一顧問先の場合は、 決算報酬合計額 \div 最低 円 \times ヶ月（千円未満四捨五入）

法人代表者等の個人確定申告につきましては、別途申し受けます。						
分離課税譲渡所得						
	・収入金額	万円 まで		×	%	〔千円未満〕 四捨五入
		万円 から 億円まで		×	%加算	
		億円 以上		×	%加算	
相続税						
	・基本報酬	万円につき次の金額を加算する				
	・遺産の総額	億円 まで		×	%	〔千円未満〕 四捨五入
		億円 から 億円まで		×	%加算	
		億円 から 億円まで		×	%加算	
		億円 以上		×	%加算	
贈与税						
	・取得財産価額	万円 まで		×	%	〔千円未満〕 四捨五入
		万円 から 万円まで		×	%加算	
		万円 から 万円まで		×	%加算	
		万円 から 万円まで		×	%加算	
		万円 から 万円まで		×	%加算	
		万円 以上		×	%加算	
の調査等による修正申告書作成につきましては、						
	・一般的調査事案	1事業年度分につき月次報酬		×	カ月分	
	・困難な調査事業及び譲渡・相続・贈与等	内容により考慮し、申し受けます。				
不服申立て代理報酬						
	・異議申立て	円程度（内容により考慮します）				
	・審査請求	円程度（ " ）				
税務相談報酬						
	・口答によるもの	1時間以内			円	
		（1時間超は、1時間につき			円を加算する）	
	・書面によるもの				円以内（内容により考慮します）	
		（特別な調査研究を要するもの）			円程度（ " ）	
補佐人報酬						
	・1日当り	円				
	・成功報酬	相談				
他の税目、他の業務						
	・別途内容を考慮し、上記に準じて、申し受けます。					

なお、この報酬規定書は当事務所の原価計算表により作成致しました。原価計算表による職員ごとの月次巡回監査時間当り単価により、担当を決定致します。

報酬料金表

F 税理士事務所

1. 月額報酬規定の算定方法

売上を基準にする方法や、所得金額を基準にする方法等があるが、当事務所では

$(\text{税引前当期利益} + \text{家族役員報酬}) \div \text{カ月} \div \text{日} = \text{ケ月の顧問料}$

$(\text{専従者給与控除前の金額}) \div \text{ケ月} \div \text{日} = \text{ケ月の顧問料}$

という基準を採用している。

2. 決算報酬

決算書作成までの報酬には、原価計算を採用している。

代理報酬や、譲渡所得については、売上高や売却金額を基準として採用している。

3. 資産税の報酬

税理士業務の特殊性としての責任に対する報酬を反映して、遺産総額、財産等の価額を基準としている。

1. 月額顧問報酬

顧問報酬算定基準

個人換算所得	万円	円
	万円	円
	万円	円
	万円	円
	万円	円
	万円	円
	万円	円

個人換算所得とは、法人の場合 税引前当期利益に家族役員報酬を加算した金額
 個人の場合 専従者給与控除前の金額とする。

2. 月額記帳代行報酬 1 仕訳 円

ヶ月間の平均仕訳数を算定し、ヶ月間ごとに見直しする。

3. 決算報酬

法人の場合

基本報酬 円 時間を超える場合 1 時間につき 円を加算していく。

申告書作成報酬

法人税別表作成 円

都道府県民税・事業税申告書 1 都道府県につき 円

市町村民税申告書 1 市町村につき 円

消費税申告書 消費税申告書作成報酬算定基準

売上高	簡易課税	本則課税
万円未満	円	円
億円未満	円	円
億円未満	円	円
億円未満	円	円
億円以上	円	億円増すごとに 円を加算

税務代理報酬 税務代理報酬算定基準

売上高	万円未満	円
売上高	万円未満	円
売上高	万円未満	円
売上高	億円未満	円
売上高	億円未満	円
売上高	億円未満	円
売上高	億円以上	円

個人の場合

基本報酬	円	時間を超える場合 1 時間につき	円を加算する。
申告書作成費用			
所得税	一般用	円	
譲渡所得用	一般用に以下の金額を加算した金額		
	譲渡所得の金額 (特別控除) × パーセント		
	売却価額 × パーセント		いずれか高い金額
消費税申告書	法人基準と同じ		
税務代理報酬	税務代理報酬算定基準		
売上高	万円未満		円
売上高	万円未満		円
売上高	万円未満		円
売上高	万円未満		円
売上高	億円未満		円
売上高	億円未満		円
売上高	億円未満		円
売上高	億円以上		円

4. 税務調査立会報酬

日当	一日あたり	円
税務書類作成報酬	月額顧問料	ヶ月相当額

5. 給与計算年末調整料金

給与計算 1 人 1 ヶ月あたり	円
年末調整及び源泉徴収票作成 1 人あたり	円
支払調書合計票作成	円
給与支払報告書市町村総括表及び提出 1 市町村	円

6. その他の税目

償却資産申告書作成	円
事業所税申告書作成	円

この規定にないことはその都度協議して決めることとする。

7. 相続税

基本報酬 相続税の税務代理及び申告書作成報酬の算定基準

遺産の総額 億円以下 遺産の総額 × パーセント

遺産の総額 億円を超える場合

(遺産の総額 - 億円) × パーセント + 円

加算報酬 財産の評価等が複雑なときは、基本報酬の パーセント相当額を限度として加算することができる。

8. 贈与税

基本報酬 贈与税の税務代理及び申告書作成報酬の算定基準

取得財産の価額 万円以下 取得財産の価額 × パーセント

取得財産の価額 万円を超える場合

(取得財産の価額 - 万円) × パーセント + 円

加算報酬 財産の評価等が複雑なときは、基本報酬の パーセント相当額を限度として加算することができる。

G 税理士事務所 報酬規定

. 法人

1. 顧問報酬月額（記帳代行を含む場合）

基本報酬 () 円

売上高 (万円) × % = () 円

代表者及び家族の年間役員報酬と給料の合計額

(万円) × % = () 円

その他考慮すべき項目 () () 円

合 計 (A) () 円

但し、記帳代行は総勘定元帳からの記帳とし、振替伝票の作成を含む場合は

(A)の %を加算する。 () 円

2. 顧問報酬月額（記帳代行のない場合）

上記 1 (A)の %とする。 () 円

3. 決算申告報酬

(1)月次顧問契約のある場合 上記 1 (A)の か月分 () 円

(2)月次顧問契約のない場合 上記 1 (A)の か月分 () 円

4. 消費税の申告

上記 1 (A)の か月分とする。 () 円

. 個人

1. 顧問報酬月額（記帳代行を含む場合）

基本報酬 () 円

売上高 (万円) × % = () 円

専従者給与控除前の金額

(万円) × % = () 円

その他考慮すべき項目 () () 円

合 計 (A) () 円

但し、記帳代行は総勘定元帳からの記帳とし、振替伝票の作成を含む場合は

(A)の %を加算する。 () 円

2. 顧問報酬月額（記帳代行のない場合）

上記 1 (A)の %とする。 () 円

3. 所得税の申告

(1)月次顧問契約のある場合 上記 1 (A)の か月分 () 円

(2)月次顧問契約のない場合 上記 1 (A)の か月分 () 円

4. 消費税の申告

上記 1 (A)の か月分 () 円

. 源泉所得税

1. 年末調整および法定調書の提出

円 + { (人) - 人 } × 円 = () 円

但し、 人未満の場合は 人として計算する。

